沖ト協発第１５１号
令和４年１２月９日

会員事業者　各位

（公社）沖縄県トラック協会会長
（　公　印　省　略　）

２０２２年度　第４回
初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修の開催について
（ご案内）

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成２９年３月１２日より新設されました「準中型運転免許制度」に伴い、「指導及び監督の指針」(平成１３年国交省告示第１３６６号。）が一部改正、「初任運転者に対する特別な教育」についても、教育実施時間・項目が別紙のとおり拡大されたことを受け、当協会でその一部を賄う研修を下記の日程で開催する運びとなりました。

つきましては、参加をご希望される方は別紙１の「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、ＦＡＸにて**令和５年１月６日（金）までに**お申込みくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　　令和５年１月１７日（火）９：２０～１７：００　（※受付開始は９：００～）
２．場　　所　　九州沖縄トラック研修会館５階（沖縄県トラック協会）
　　住所：那覇市港町２－５－２３
３．対 象 者　　※別紙２に該当する会員のみ
４．定員人数　　８８名　※各社３名まで　定員に達し次第締め切ります。
５．講　　師　　株式会社おんが自動車学校　担当講師
６．受 講 料　　無　料　（昼食は各自でご準備ください。）
７．申込方法　　・ＦＡＸよる申込　別紙１　FAX:０９８－８６３－３５９１
　　・QR コード、URL によるネット申込　https://forms.gle/3EQhw7KdrrmMfMDm6
８．注意事項　　⑴感染の状況によっては開催の中止、または延期致しますことをご了承ください。
　　⑵**咳や発熱等の風邪の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。**また、マスクの着用、こまめな消毒にご協力お願いいたします。
　　⑶研修会終了後には修了証を発行致します。遅れて受講された方、途中退出された方には修了証を発行できませんのでご了承ください。また、修了証は「初任運転者」及び「一般運転者」のみ交付致します。「指導監督者」、「その他」として受講された方には「一般運転者」の修了証を交付致しますのでご了承ください。
　　⑷当日は会場駐車場が大変混雑し駐車できない場合もございます。お車での参加は極力お控えください。（駐車場の開錠は８：30）

＜問い合わせ先＞（公社）沖縄県トラック協会　適正化事業課（ＴＥＬ：０９８－８６３－０２８０）

別　紙

一般的な指導及び監督の内容

教 育 項 目	内　　容
(1) 事業用自動車を運転する場合の心構え	公共性、社会的使命を認識させ、交通事故の統計を説明し事業用自動車の交通事故が社会に与える影響の大きさ、模範運転者となるべき使命であることを理解させる。
（2）事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項	貨物自動車運送事業法に基づく運転者が遵守すべき事項を理解させる。日常点検を怠ったことを起因する交通事故の事例や、運転者に対する処分並びに加害者、被害者、関係者に与える心理的影響を確認させる。
（3）事業用自動車の構造上の特性	車高、車長、車幅、視野、死角、内輪差、制動距離の違いを理解させる。また、トレーラを運搬する際のコンテナを下部隅金具等により確実に緊締させることを理解させ、これらを起因した事故の事例を説明し事業用自動車の構造上の特性を把握することの必要性を確認させる。
（4）貨物の正しい積載方法	偏荷重・荷崩れを防止するための積載方法及び固縛の方法。
（5）過積載の危険性	過積載に起因する交通事故の実例等をとおした、過積載による運転者、荷主に対する罰則、処分及び措置を理解させる。タンクローリーを運転する事業者にあっては、これを安全に運搬するために留意すべき事項を理解させる。
（6）危険物を運搬する場合に留意すべき事項	危険物の性状、取り扱い方法、積載方法、運搬方法、運搬中に飛散、漏洩した場合にとるべき方法。
（7）適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況	運行経路情報の事前把握、許可運送、ヒヤリハット体験等の活用。
（8）危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	夜間・悪天候が運転に与える影響、右左折時の内輪差、直前、後方及び左側方の視界の制約、ジャックナイフ現象、ＫＹＴなどの教育。危険回避の注意喚起手法として指差し呼称及び安全呼称を徹底させる。
（9）運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断結果等を活用し、運転者自らの運転行動の特性を自覚させる。
(10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	過労、飲酒、慣れ、運転技能への過信により事故が起こることを理解させる。また覚せい剤等の使用の禁止の徹底や、規定に基づく勤務時間及び乗務時間を理解させる。運転中に疲労や眠気を感じたときは運転を中止し、休憩又は睡眠をとるよう指導する。
(11) 健康管理の重要性	疾病が事故の要因となりうることや、定期健康診断の結果、心理的な負担の程度を把握するための検査の結果等に基づいて生活習慣の改善、健康診断の重要性を理解させる。
(12) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	安全性の向上を図るための装置を使用した場合において、当該装置の誤った使用方法による事故の事例を説明し適切な運転方法を理解させる。

H29 年
3 月改正

●「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」

◇上記内容を座学及び実車を用いることにより実施　　→　１５時間以上

※積載方法、日常点検及び車高等のトラックの構造上の特性に関しては実車を用いて実施

◇実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導　→　２０時間以上

別　紙　1

(公社)沖縄県トラック協会　適正化事業課あて
（ＦＡＸ　０９８－８６３－３５９１）

参　加　申　込　書

令和　　年　　月　　日

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　営業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

営業所住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡担当者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２０２２年度　第４回
初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修へ下記の者が参加します。

フリガナ 受講者氏名	分類（該当する番号を ○で囲んでください）	備　考
①	①初任運転者　②一般運転者 ③指導監督者　④その他	
②	①初任運転者　②一般運転者 ③指導監督者　④その他	
③	①初任運転者　②一般運転者 ③指導監督者　④その他	

QR コード・URL からも申し込み可能です。
https://forms.gle/3EQhw7KdrrmMfMDm6

○全日程を受講された方へ修了証を発行致します。修了証は「初任運転者」及び「一般運転者」のみ交付致します。「指導監督者」、「その他」として受講された方には「一般運転者」の修了証を交付致しますのでご了承ください。

＜問い合わせ先＞（公社）沖縄県トラック協会　適正化事業課（ＴＥＬ：０９８－８６３－０２８０）

別　紙　2

研　修　対　象　者

①※初任運転者に対して（１５時間のうちの６時間）

初任運転者に対する教育項目と時間については、別紙のとおり座学及び実車を用いた指導（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）を１５時間以上実施しなければなりませんが、そのうちの６時間を本研修で受講したこととなります。**実車を用いた指導**（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）**を含む残りの９時間以上については事業所で実施する必要があります。**

※【初任運転者とは】
安全規則第３条第１項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前３年間に、他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

②一般運転者について（別紙の１２項目）

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」(平成１３年国交省告示第１３６６号。)を１２項目（全ての項目）実施したことになります。

③指導監督者について

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」(平成１３年国交省告示第１３６６号。)について、実際に指導者として実施している者。指導方法を学び、運転者への教育にご活用ください。

※注意事項
本教育研修で使用する運転適性検査「自己診断ＯＤ式安全性テスト」は、初任運転者に義務付けられている（貨物自動車運送事業輸送安全規則）「初任診断」ではございませんのでご注意ください。
「初任診断」には自動車事故対策機構が行うカウンセリング等も行われます。